

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立西神楽中学校

年 組 氏名

1 はじめに

いじめを受けた人は、心や身体が傷つき、苦しい思いをしています。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりする恐れがあります。

学校の先生方をはじめ、保護者、様々な関係機関の方々や教育委員会は、生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう、協力して取組を進めます。また、みんなで共通理解して取組を進めるために、旭川市と教育委員会は「旭川市いじめ防止対策推進条例」と「旭川市いじめ防止基本方針」を、それぞれの学校は「学校いじめ防止基本方針」をつくり、ホームページなどで知らせています。

一方で、いじめ問題を解決するためには、生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめ問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。

そのためには、生徒の皆さんが「旭川市いじめ防止対策推進条例」の第7条に定められた児童生徒の心構えや「旭川市いじめ防止基本方針」や自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容をよく理解するとともに、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考えなければなりません。そのための考えるべき内容や、参考にする資料等について整理したのが、この「学校いじめ防止基本方針(生徒版)」です。

ついては、西神楽中学校の生徒全員が、「自分も相手も大切にし、みんなに思いやりの気持ちをもって行動する」「いじめをしてはいけない」「自分やみんながいじめを受けたと思う時は、すぐに相談する」という考えをもち、お互いの人権を意識しながら行動することによって、いじめのない笑顔あふれる学校であることを期待しています。

さんこう
参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P1・2

さんこう
参考にしよう

あさひかわし ほうしだいさくすいしんじょうれい
旭川市いじめ防止対策推進条例リーフレット



しょうがく
ねんせいむ
小学1～4年生向け



しょうがく
ねんせいむ
小学5・6年生向け



ちゅうがくせいむ
中学生向け

2 いじめとは…

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

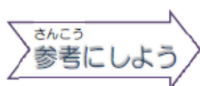
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する当該児童生徒と一定の人間関係*にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

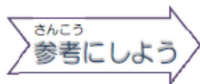
いじめは、法律で定義付けられていて、「児童生徒は行ってはならない」と決められています。いじめだと意識せずにやってしまい、友達を傷つけてしまわぬよう、どんなことがいじめになってしまうのか確認しておきましょう。

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など



旭川市いじめ防止基本方針 P4～6



学校いじめ防止基本方針 P5～7

3 いじめが行われないようにするために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 仲間と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、仲間との絆を強めます。
- パソコンやスマホは、ルールを守って使います。

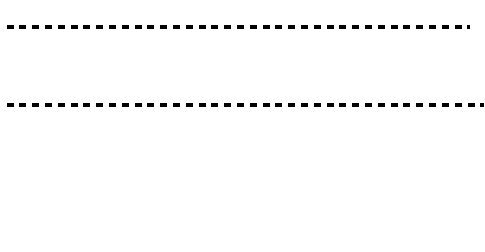
もし、いじめにあったときは…

一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友達に相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは…

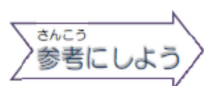
- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



西神楽中学校 ストップいじめ 宣言

- 1 みんなが助け合い相談ができる学級をつくります。
- 2 相手の気持ちを考え大切にし、言葉を選びます。
- 3 見て見ぬふりをせず、一歩踏み出す勇気もちます。
- 4 間違ったことを許さない強い意志を持ちます。
- 5 一人一人がいじめについて真剣に考え続けます。



学校いじめ防止基本方針 P28～31

4 いじめを受けた・見た・聞いた・相談を受けたときは

(1) まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談

- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

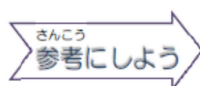
- 家族に相談
- 友達に相談
- その他、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
- 学校以外の相談窓口で電話
(＊詳しくは、6ページ)
など

(2) いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	☐ いじめから守ります。 ☐ 不安なく学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 ☐ 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 ☐ 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	☐ いじめた人に謝り、もう二度といじめをしないことを約束させます。 ☐ いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 ☐ 必要がある場合、警察などに相談します。 ☐ 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	☐ いじめに加わっていても自分にも関係していることを気付かせます。 ☐ いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 ☐ いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 ☐ みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 ☐ 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。
家の人に	☐ いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	☐ いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	☐ 協力が必要なときは、説明をします。



5 いじめを防止するための生徒会の取組

西神楽中学校では、いじめを防止するために、生徒会でさまざまな取組をしています。ここでは、その中の一つ「いじめ撲滅標語コンクール」について紹介します。

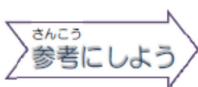
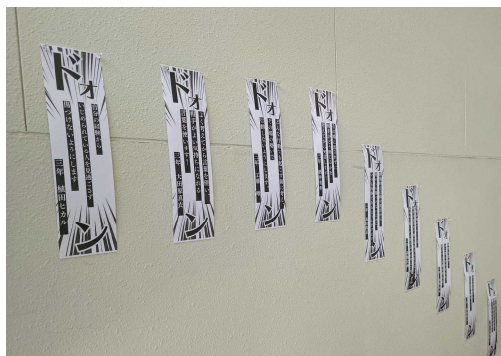
いじめ根絶宣言

(1) ねらい

一人一人がいじめを起こさない強い意志をもち、人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした宣言をすることで、生徒のいじめ根絶に向けた意識の啓発を図る。

(2) 内容

- ・ 6月下旬 生活常任委員会より提案、募集
- ・ 9月上旬 生活常任委員会で選考
- ・ 10月上旬 生徒集会で発表（表彰）、校内掲示



学校いじめ防止基本方針 P11～12

6 いじめを相談したいときは

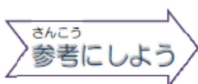
自分がいじめを受けていたり、いじめを見たり聞いたりしていながら、身近に相談できる大人や友だちがいなくて、誰にも相談できずに悩んでいる人はいませんか。ひとりぼっちで悩みを抱えるのは、とてもつらいことです。

そんなときに、電話や手紙、メールなどで手軽に相談にのってくれるところがいくつかあります。何処も相談は無料で、相談した人の秘密はしっかり守られます。どこに相談しても構いません。一人で苦しまずに、まず相談してみてください。

また、いじめをやめられない自分自身が嫌だ、いじめをやめたい、という人からの相談も受け付けています。

旭川市では、いじめの問題等について相談できる「子ども版市長への手紙」というものがあります。西神楽中学校では、体育館前の掲示板で紹介しているので是非見てみてください。これ以外にも、「子ども相談支援センター 電話相談窓口紹介カード」を配布していますので、参考にしてください。

次のページには、いじめについての相談先をまとめてあります。いじめについて悩んでいて、身近に相談できる大人がいない場合は、手紙や電話、メールなどを使って相談してみてください。繰り返しになりますが、一人で抱え込まないことが大切です。



学校いじめ防止基本方針 P23・32

いじめの相談ができる窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）
<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）



◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）
<受付時間> 平日 8:30～17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp



スクールカウンセラーにも相談することができます。

<場 所> 旭川市立西神楽中学校 相談室
<相談時間> 来校日は随時お知らせします（12:30～16:30）



～いじめのない笑顔あふれる学校を～

旭川市立西神楽中学校